

議案第 8 4 号

飯能市教育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

飯能市教育センター設置及び管理条例（昭和 5 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「飯能市大字双柳 9 4 番地の 2 5」を「飯能市大字双柳 3 7 1 番地の 1 3」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市教育センター設置及び管理条例新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、飯能市教育センター（以下「教育センター」という。）を<u>飯能市大字双柳371番地の13</u>に設置する。	(設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、飯能市教育センター（以下「教育センター」という。）を<u>飯能市大字双柳94番地の25</u>に設置する。